

※各制度についての説明は概略を示したものであり、数字や金額は概算である。

☆ 障害により、介護等が必要になったときのために.....➤

障害福祉サービス

○サービスの提供体制

・全国の平均的な姿(人口10万人・障害者の割合6%の市に置き換えてみると・・・)

障害児・者6,000人(身体障害児・者3,000人、知的障害児・者500人、精神障害児・者2,500人)、障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用する障害児・者400人(うち障害程度区分4～6の中程度の者が200人)に対して

	障害者6,000人当たり	1人のホームヘルパー、1定員が対応する人数
ホームヘルパー	92人	ホームヘルプ1人で、障害福祉サービス利用者4.3人
グループホーム・ケアホーム	定員33人	グループホーム・ケアホーム1定員で、障害福祉サービス利用者12.1人
入所サービス	定員145人	施設1定員で、障害福祉サービス利用者(中程度)1.4人

○介護給付費・訓練等給付費

・在宅や施設で障害福祉サービスを受けた場合、9割以上が公費で支給される。

(例1) 入所サービスを利用する障害者(本人年収80万円以下)

→ 約4万円を負担

* サービスに要する費用(約35万円)及び食費・光熱水費(約6万円)のうち約37万円を公費で支給

(例2) 通所サービスを利用する障害者(本人年収80万円以下)

→ サービスに要する費用(約15万円)のうち1,500円を負担 * 約14.8万円を公費で支給

※ このほか食費(約1.5万円)のうち約5,000円を負担



※各制度についての説明は概略を示したものであり、数字や金額は概算である。

☆ 子育て支援が必要になったときのために



子育て支援サービス

○サービスの提供体制

- ・ 保育所数(22,848か所)： 定員数 210.5万人(平成19年度)
※ 3歳未満児の約2割(5人に1人)、3歳以上児の約4割(5人に2人)が保育所を利用
- ・ 放課後児童クラブ数(16,685か所)(平成19年度) 登録児童数:約75万人
※ 小学校3年生までの子供の約2割が利用
- ・ 地域の子育て支援の拠点数 4,130か所(中学校区の約4割に設置)(平成18年度)



○子育て支援に関する給付

・子どもが生まれたとき

1出産児につき35万円の出産育児一時金が健康保険等から給付(分娩の費用等に充当)

・子育てのために休業したとき

子どもが1歳になるまで休業前賃金の50%(※)が雇用保険から育児休業給付として給付
(保育所 に入れない場合等は1歳半まで) ※ 平成21年度末までの暫定措置

・働くために保育所を利用したとき (例えば横浜市で2歳の子どもを保育所に預けると・・・)

保育にかかる費用月約10万円のうち、約7万円を公費で負担 ※ 家計の状況等により異なる。

・小学校までの子どもを育てているとき

第1子、第2子は月額5,000円、第3子以降は月額10,000円の児童手当が給付

(3歳未満についてはすべて月額10,000円)(高所得の方を除く全体の9割の方に給付)

